

別紙

女性も働きやすい現場環境の整備を 促進する工事の試行の一部改正について

新旧対照表

一部改正 令和3年1月14日 事調第1267号 事業調整課長

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行について（通知）</p> <p>近年、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、建設産業においても、女性の入職を進め、男女ともに働きやすい就業環境の整備が課題となっており、農政部においても女性の建設産業の入職促進や就労継続等に向けた環境整備を推進していく観点から、女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事（以下「現場環境整備促進工事」という。）<u>の試行を行っているところで</u><u>すが、これまでの実績を踏まえ、現場環境整備促進工事に係る費用の積算、対象工事及び特記仕様書記載例等について改正し、積算基準日が令和3年3月19日以降</u>の工事から次のとおり試行することとしたので、事務を適切に行ってください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象工事 別表1の工種区分を適用する工事を対象とする。ただし、工場製作のみの工事は除く。</p> <p>2 試行工事の内容 現場環境整備促進工事は、快適トイレ^{※1}を設置する場合に、契約締結後に受発注者協議の上、設計変更において必要な経費を計上する。なお、試行工事の対象は女性を配置する工事に限定するものではない。</p> <p>※1 快適トイレは、男女別トイレを基本とし、次の設備・機能を満たすものとする。 1) 洋式便座 2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む） 3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能） 4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） 5) 照明設備（電源がなくても良いもの） 6) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場機能 なお、当該施設はリース品を対象とする。</p> <p>3 手続き等 (1) 現場環境整備促進工事を試行する場合は特記仕様書記載例を参考に明示し、入札参加者へ周知すること。 (2) 第1回打合せ時に現場条件等を踏まえて快適トイレの設置について、速やかに受発注者間で協議するものとし、設置する場合は、施工計画書へ記載するものとする。 (3) 現場環境の整備に必要な費用は、設計変更により積み上げ計上するものとする。</p> <p>4 入札公告等及び特記仕様書への記載について 以下に記載例を示す。</p>	<p>女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行について（通知）</p> <p>近年、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、建設産業においても、女性の入職を進め、男女ともに働きやすい就業環境の整備が課題となっている。<u>そのため</u>、農政部においても女性の建設産業の入職促進や就労継続等に向けた環境整備を推進していく観点から、女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事（以下「現場環境整備促進工事」という。）を積算基準日が令和元年12月1日以降の工事から次のとおり試行することとしたので、事務を適切に行ってください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象工事 別表1の工種区分を適用する工事を対象とする。ただし、工場製作のみの工事は除く。</p> <p>2 試行工事の内容 現場環境整備促進工事は、快適トイレ^{※1}を設置する場合に、契約締結後に受発注者協議の上、設計変更において必要な経費を計上する。なお、試行工事の対象は女性を配置する工事に限定するものではない。</p> <p>※1 快適トイレは、男女別トイレを基本とし、次の設備・機能を満たすものとする。 1) 洋式便座 2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む） 3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能） 4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） 5) 照明設備（電源がなくても良いもの） 6) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場機能 なお、当該施設はリース品を対象とする。</p> <p>3 手続き等 (1) 現場環境整備促進工事を試行する場合は特記仕様書記載例を参考に明示し、入札参加者へ周知すること。 (2) 第1回打合せ時に現場条件等を踏まえて快適トイレの設置について、速やかに受発注者間で協議するものとし、設置する場合は、施工計画書へ記載するものとする。 (3) 現場環境の整備に必要な費用は、設計変更により積み上げ計上するものとする。</p> <p>4 入札公告等及び特記仕様書への記載について 以下に記載例を示す。</p>	<p>字句の改正 字句の削除 字句の追加及び改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>(入札公告等記載例)</p> <div data-bbox="130 235 1190 373" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 入札に付する事項 () 本工事は、女性も働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> </div> <p>(入札説明書記載例)</p> <div data-bbox="130 466 1190 604" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 入札に付する事項 () 本工事は、女性も働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> </div> <p>(特記仕様書記載例)</p> <div data-bbox="130 651 1190 743" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○「参考別紙」による</p> </div> <p>5 積算方法等</p> <p>(1) 現場環境の整備に必要な費用は、施設の賃料（基本料、管理料、補償料を含む）が含まれ、共通仮設費（営繕費）に積み上げ計上する。</p> <p>(2) 受注者は快適トイレに係る証明書類（支払い書類等）の写しを工事完成日の20日前までに工事監督員に提出するものとする。 工事監督員は快適トイレに係る証明書類（支払い書類等）の確認を行い、必要に応じて設計変更を行う。</p> <p>(3) 設置に要する費用については、<u>51,000円</u>／基・月を上限に「積算上の差額^{※2}」を共通仮設費（営繕費積上分）に設計変更において計上する。 (※2 「積算上の差額」：実際にかかる費用から10,000円／基・月（従来品）を減じた額)</p> <p>(4) 運搬・設置撤去費用、汚物処理費、水道・電力料金は共通仮設費の率の計上分に含まれるものとする。</p>	<p>(入札公告等記載例)</p> <div data-bbox="1374 235 2433 373" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 入札に付する事項 () 本工事は、女性も働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> </div> <p>(入札説明書記載例)</p> <div data-bbox="1374 466 2433 604" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 入札に付する事項 () 本工事は、女性も働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> </div> <p>(特記仕様書記載例)</p> <div data-bbox="1374 651 2433 743" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○「参考別紙」による</p> </div> <p>5 積算方法等</p> <p>(1) 現場環境の整備に必要な費用は、施設の賃料（基本料、管理料、補償料を含む）が含まれ、共通仮設費（営繕費）に積み上げ計上する。</p> <p>(2) 受注者は快適トイレに係る証明書類（支払い書類等）の写しを工事完成日の20日前までに工事監督員に提出するものとする。 工事監督員は快適トイレに係る証明書類（支払い書類等）の確認を行い、必要に応じて設計変更を行う。</p> <p>(3) 設置に要する費用については、<u>45,000円</u>／基・月を上限に「積算上の差額^{※2}」を共通仮設費（営繕費積上分）に設計変更において計上する。 (※2 「積算上の差額」：実際にかかる費用から10,000円／基・月（従来品）を減じた額)</p> <p>(4) 運搬・設置撤去費用、汚物処理費、水道・電力料金は共通仮設費の率の計上分に含まれるものとする。</p>	<p>上限額の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正		現 行		備 考
○土地改良事業等請負工事の価格積算要領 別表1 <u>工種区分</u>		○土地改良事業等請負工事の価格積算要領 別表1 <u>工種区分</u>		字句の追加
工種区分	工種内容	工種区分	工種内容	
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】	工種区分の改正
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破碎、透水渠、耕起砕土、土壤改良、反転客土、石礫除去工事等】	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破碎、透水渠、耕起砕土、土壤改良、反転客土、石礫除去工事等】	
<u>舗 装 工 事</u>	<u>舗装の新設及び修繕工事であって、次に掲げる工事。</u> セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事。	<u>農 道 工 事</u>	<u>道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）</u>	
<u>道 路 改 良 工 事</u>	<u>道路改良工事であって、次に掲げる工事。</u> 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事。			
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート2次製品使用のフルーム水路工事】	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート2次製品使用のフルーム水路工事】	
<u>排 水 路 工 事</u>	<u>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事。</u> 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類する工事。 【柵渠、連節ブロック及び積ブロックの水路工事】	<u>河 川 及 び 排 水 路 工 事</u>	<u>普通河川の改修及びこれに準ずる排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事</u> 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。 【柵渠、連結ブロック及び積ブロックの水路工事】	
<u>河 川 工 事</u>	<u>河川工事であって、次に掲げる工事。</u> 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事。			
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。	
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】	畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】	
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）	
海 岸 工 事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	海 岸 工 事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	
コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。	コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。	
そ の 他 土 木 工 事 （ 1 ）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事	そ の 他 土 木 工 事 （ 1 ）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事	
そ の 他 土 木 工 事 （ 2 ）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池	そ の 他 土 木 工 事 （ 2 ）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池	
フ ィ ル ダ ム 工 事	フィルタイプで本体を主体とする工事	フ ィ ル ダ ム 工 事	フィルタイプで本体を主体とする工事	
	【 】は、適用工種		【 】は、適用工種	
○鋼橋製作架設工事価格積算要領を適用する鋼橋製作架設工事		○鋼橋製作架設工事価格積算要領を適用する鋼橋製作架設工事		
○施設機械設備等価格積算要領を適用する施設機械設備製作据付工事、電気通信設備製作据付工事		○施設機械設備等価格積算要領を適用する施設機械設備製作据付工事、電気通信設備製作据付工事		
○環境整備工事等価格積算要領		○環境整備工事等価格積算要領		
<u>○建築工事等価格積算要領</u>				

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: right;">参考資料</p> <h3>快適トイレの留意事項について</h3> <p>○快適トイレの費用は、<u>51,000 円</u>／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。(102,000 円／2基／月が上限) ※1:「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円(従来品)を減じた額。 ○計上費用は<u>税抜き価格とし</u>、「積算上の差額」と「<u>51,000 円</u>／基・月」を比較し、どちらか安い方とする。 ○ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで<u>102,000 円</u>／基・月上限まで計上可能とする。</p> <p>【具体的な計上方法例】</p> <p>条件① 支出実態が月額単価×月数の場合</p> <p>〈1〉 実際に導入した快適トイレ費用 <u>70,000 円</u>／基・月の場合 (積算上の差額 <u>60,000 円</u>) 積算で計上する費用：<u>51,000 円</u>／基・月 (<u>70,000-10,000=60,000≥51,000</u>)</p> <p>〈2〉 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合 (積算上の差額 30,000 円) 積算で計上する費用：<u>30,000 円</u>／基・月 (<u>40,000-10,000=30,000≤51,000</u>)</p> <p>〈3〉 実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体ハウス 100,000 円／<u> </u>基・月の場合 (積算上の差額 80,000 円) 積算で計上する費用：<u>80,000 円</u>／<u> </u>基・月 (<u>100,000-20,000=80,000≤102,000</u>)</p> <p>〈4〉 実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体ハウス 200,000 円／<u> </u>基・月の場合 (積算上の差額 180,000 円) 積算で計上する費用：<u>102,000 円</u>／<u> </u>基・月 (<u>200,000-20,000=180,000≥102,000</u>)</p> <p>条件② 支出実態が日額単価×日数の場合</p> <p><u>リース期間の日数を30.4日／月で除し(小数第2位を四捨五入し、小数第1位止め)、月数に換算した月額単価を算出</u> <u>実際に導入した快適トイレ費用2,000円／基・日の場合(リース期間100日)</u> <u>2,000円／基・日×100日=200,000円</u> <u>200,000円／(100日／30.4日／月=3.3月)=60,606円≒60,600円(有効桁3桁)</u> <u>60,600円-10,000円=50,600円≤51,000円</u> <u>積算で計上する額：50,600円×3.3月=166,980円</u></p> <p>条件③ 支出内訳に基本料金等の一式単価がある場合</p> <p><u>基本料金等を月数(支出実態が日数の場合は日数を月数に換算した月数)で除し、月額単価(支出実態が日額単価の場合は日額単価を月額に換算した額)に加算し、10,000円(従来品)を減じた額。</u></p>	<p style="text-align: right;">参考資料</p> <h3>快適トイレの留意事項について</h3> <p>○快適トイレの費用は、<u>45,000 円</u>／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。(90,000 円／2基／月が上限) ※1:「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円(従来品)を減じた額。 ○計上費用は<u> </u>「積算上の差額」と「<u>45,000 円</u>／基・月」を比較し、どちらか安い方とする。 ○ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで<u>90,000 円</u>／基・月上限まで計上可能とする。</p> <p>【具体的な計上方法例】</p> <p>〈1〉 実際に導入した快適トイレ費用 <u>60,000 円</u>／基・月の場合 (積算上の差額 <u>50,000 円</u>) 積算で計上する費用：<u>45,000 円</u>／基・月 <u> </u></p> <p>〈2〉 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合 (積算上の差額 30,000 円) 積算で計上する費用：<u>30,000 円</u>／基・月 <u> </u></p> <p>〈3〉 実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体ハウス 100,000 円／<u>2</u>基・月の場合 (積算上の差額 80,000 円) 積算で計上する費用：<u>80,000 円</u>／<u>2</u>基・月 <u> </u></p> <p>〈4〉 実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体ハウス 200,000 円／<u>2</u>基・月の場合 (積算上の差額 180,000 円) 積算で計上する費用：<u>90,000 円</u>／<u>2</u>基・月 <u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p>	<p>字句の追加</p> <p>上限額の改正 上限額の改正</p> <p>字句の追加及び上限額の改正</p> <p>上限額の改正</p> <p>字句の追加 上限額の改正による計算例の改正</p> <p>計算例の追加</p> <p>計算例の追加</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----